

# 委託業務仕様書

## 1 委託事業名

令和6年度 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託

## 2 事業の目的

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めるに当たり、これまで進めてきた現状の把握・分析に基づき高齢者の保健事業、介護予防事業等の効果的・効率的な実施を図ると共に、引き続き分析を進めることで、事業の再構築を進め、町民のフレイル予防や認知症予防に資することを目的とする。

## 3 業務内容

令和5年度に実施した、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた調査・分析の結果(別紙)を踏まえ、次の業務を行う。

- (1) 理学療法士等医療専門職の常駐(月次報告書の作成及び各種必要な会議の開催)
- (2) KDBデータの全体分析と個別分析
- (3) 測定会(パーソナルデータ、環境評価、身体機能評価、認知・心理機能を測定し総合的な評価)の実施
- (4) 専門家による測定会の結果の個別評価とフィードバック
- (5) 測定結果とKDBデータを紐づけた分析
- (6) 健康状態不明者に対するアンケートの実施及び訪問・電話等による健康状態の把握・支援
- (7) 通所型サービスA(ミニデイウサパラ体操)事業の指導・支援(週2回)
- (8) その他、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関連した事業等への協力・支援
- (9) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を継続していくための業務フローの確立
- (10) その他、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に必要な事業及び受託者の専門チームによる必要なサポート

## 4 委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

## 5 委託料の支払い

委託料の支払い方法は、契約金額の11分の1に相当する額を、当該業務月の翌月に請求書に従い支払う。

## 6 業務進行上の注意

業務上、不明の点等があれば、その都度業務担当員と打合せを行うこと。

## 7 守秘義務・個人情報の保護

- (1) 受託者は、業務実施上知り得た情報について、公表されている事項を除き、将来にわたって自ら利用しほかに漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、個人情報の保護に関する条例に基づき、遵守しなければならない。

## 8 その他

この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ定めるものとする。